



さあ、新しい日常へ。
New Lifestyle. New Niigata

新潟市行政手続のオンライン化工程表

令和4年11月18日
新潟市デジタル行政推進本部

目次



さあ、新しい日常へ。
New Lifestyle. New Niigata

- 1 行政手続オンライン化の背景とこれまでの取組について
- 2 行政手続棚卸調査
- 3 行政手続のオンライン化に向けた調査の結果
- 4 基本方針
- 5 行政手続オンライン化に向けた手続の分類
- 6 オンライン化工程表

1 行政手続オンライン化の背景とこれまでの取組について



さあ、新しい日常へ。
New Lifestyle. New Niigata

地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）（令和元年5月31日公布）において、行政手続のオンライン化が努力義務とされました。そして令和3年9月1日にはデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されるなど、行政がデジタル化を進めていくうえで重要な原則や考え方が記載され、紙からデジタルに向けた本格的な取り組みが進んでいます。

また、新潟県では「新潟県行政手続オンライン化構想」を策定し、県単独で変更できる手続については、原則として令和7年度までにオンライン化の実現を目指すこととしています。

本市においては、平成20年（2008年）から電子申請システムの運用を開始し、電子申請サービスの対象範囲を拡大してきましたが、令和4年5月30日には全庁をあげて行政サービスのデジタル化を推進するために、新潟市デジタル行政推進本部を立ち上げ、行政手続のオンライン化に向けた取組をさらに加速することとしました。

このことから、市の裁量でオンライン化できる手続は、オンライン化による利便性向上が見込めない手続を除き、令和7年度末までにオンライン化することを目標に、手続毎のオンライン化の課題について調査を実施し、オンライン化の工程表を作成しました。



2 行政手続棚卸調査

【調査の概要】

本市における行政手続の実態を把握するため、各手続の特性（資料添付や手数料収納の有無、オンライン化にあたっての課題等）について調査しました。

〈調査対象〉新潟市が実施する全ての手続

〈調査依頼〉全所属

〈調査実施年月・調査内容〉以下のとおり

調査実施年月	調査内容
令和2年12月	庁内の行政手続の洗い出し（棚卸）
令和3年11月	各手続のオンライン化の課題を確認
令和4年6月	抽出された課題をもとに、手続毎のオンライン化予定(目標)を設定

3 行政手続のオンライン化に向けた調査の結果



さあ、新しい日常へ。
New Lifestyle. New Niigata

市民や事業者が市に申請を行う手続は4,592手続存在します。法令等によりオンライン化できない手続を除いた、市の裁量でオンライン化できる手続は3,339手続ありました。

分類	手続数	処理件数（件）
市民等が市に申請等を行う手続	4,592	4,606,000
市の裁量でオンライン化できる手続	3,339	3,412,000
法令等により市の裁量ではオンライン化できない手続	1,253	1,194,000

※手続数は令和4年6月時点（令和7年度までに終了予定のある手続は除く）

※処理件数は令和2年度実績（概数）



4 基本方針

【オンライン化の対象手続】

- 市の裁量でオンライン化できる手続は、オンライン化による利便性向上が見込めない手続を除き、令和7年度までにオンライン化の実現を目指します。（処理件数ベース90%以上）
- 処理件数の多い手続から優先的にオンライン化を進めます。
- 現状、市の裁量ではオンライン化ができない手続やオンライン化による市民の利便性向上が見込めない手続についても、国等の動向を注視し、オンライン化可能となった手続から順次オンライン化を進めます。
- すでにオンライン化されている手続についても利便性の向上を図ります。

【オンライン化の手法】

- サービスデザイン思考*¹に基づき、市民にとっての利用しやすさを追求します。
- 国が掲げるデジタル3原則*²に基づいたオンライン化を目指しつつ、それが直ちに難しい場合にも可能な範囲からオンライン化します。
- 令和5年度に次期電子申請システムを導入し、スマートフォン対応やキャッシュレスなどの機能拡充を行ってからオンライン化を推進します。
- 従来どおり対面での申請も継続する等、市民の多種多様なニーズに配慮してオンライン化を進めます。

*1 サービスデザイン思考 … 提供者の視点で用意した手続を利用者に「使わせる」のではなく、サービスの受け手側の立場を考慮した調査・分析から得られる利用者の「本質的なニーズ」に基づき、サービス・業務を設計・開発した上で、利用者に「使っていただく」という意識

*2 デジタル3原則 … 行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な原則。

- ①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結、②ワンスオンリー:一度提出した情報は二度提出が不要、③コネクテッド・ワンストップ:民間を含む複数の手続・サービスをワンストップで実現

5 行政手続のオンライン化に向けた手続の分類



さあ、新しい日常へ。
New Lifestyle. New Niigata

(A) 処理件数多く、オンライン化が可能と見込める手続

- 1手続あたりの処理件数が100件以上で、オンライン化に向けた課題の解消が可能と見込める手続

(B) 処理件数が少ない 又は オンライン化に課題がある手続

- 1手続あたりの処理件数が100件未満の手続
- オンライン化に向けた課題の解消に時間を要する手続

(C) 利便性の向上が見込めない手続

- 現時点ではオンライン化しても手続の簡素化などの利便性の向上が見込めない手続

(D) 法令等により市の裁量ではオンライン化できない手続

- 法令によりオンライン化できない手続
- 事業の主体が市以外の手続
- 外部他団体との調整が必要な手続 等

オンライン化対象

分類	手続数		処理件数（万件）	
	件数	割合	件数	割合
市の裁量でオンライン化できる手続	3,339	100%	341	100%
すでにオンライン化済の手続	400	12%	227	66%
(A) 処理件数が多く、オンライン化が可能と見込める手続	393	12%	52	15%
(B) 処理件数が少ない 又は オンライン化に課題がある手続	2,233	67%	29	9%
(C) 利便性の向上が見込めない手続	313	9%	33	10%
(D) 法令等により市の裁量ではオンライン化できない手続	1,253	—	119	—

※処理件数が少ない手続も前倒し可能な手続は(A)に分類



6 オンライン化工程表

各手続分類に基づき、以下のスケジュールで行政手続のオンライン化を推進します。

分類	手続数 処理件数	オンライン化スケジュール			
		令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025
すでにオンライン化済の手続	400手続 約227万件				引き続き、利便性の向上を図る
(A) 処理件数が多く、オンライン化が可能と見込める手続	393手続 約52万件				
(B) 処理件数が少ない 又は オンライン化に課題がある手続 (一部手続は令和6年度までにオンライン化)	2,233手続 約29万件 〔42手続 約3万件〕			42手続	2,191手続
(C) 利便性の向上が見込めない手続	313手続 約33万件				
(D) 法令等により市の裁量ではオンライン化できない手続	1,253手続 約119万件				

次期電子申請システムの調達・構築

※処理件数が少ない手続も前倒し可能な手続は(A)に分類
 ※(A)のオンライン化目標は次期電子申請システム稼働から概ね1年を目途